

平成 28 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社オークファン
代表者名 代 表 取 締 役 武永 修一
(コ ー ド 番 号 3674 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 濱田 淳二
(TEL 03-6809-0951)

再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 11 日に公表いたしました「調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、監査役会の下に組織されたワーキンググループである調査委員会（以下、「調査委員会」という。）からの再発防止策に関する提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策につきまして検討を行ってまいりました。

その結果、本日開催の取締役会において、下記の再発防止策等について決議いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

今後は、再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査委員会からの再発防止策の提言内容

調査委員会より提言頂いた再発防止策は、以下のとおりであります。

(1) 人的資本的関係のある取引先との取引のチェック体制の整備

人的資本的関係のある取引先との間の馴れ合い的ともいえる取引が本件各取引の問題点である。そのため、そのような関係のある取引先との取引については、それ以外の取引以上にチェック機能を働かせる必要がある。

したがって、人的資本的関係のある取引先との取引を対象とした特別な稟議システムを設ける等、通常取引とは別のチェック体制を整備することが求められる。

(2) 従来と異なるビジネスに対応した体制構築

対象会社においては急増する従来と異なるビジネスモデルの取引に対応する社内体制が整備されていなかった。したがって、そのようなビジネスモデルの取引に特有のチェックポイント等を整理し、社内規程や手続を整備する等、従来と異なるビジネスに対応できる社内体制を構築することが必要である。

(3) 法令遵守意識の強化

対象会社における事業計画達成に対する強い意識も、本件各取引の一因であると考えられる。

したがって、そのような事業計画達成への強い意識が不適切な会計処理等を引き起こすことがないよう、全社的に法令遵守に関する研修を行う等、法令遵守についてより意識を高めるための施策を実施すべきである。

2. 再発防止に向けた改善措置

調査報告書における指摘事項および提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策を実施いたします。

(1) コーポレート・ガバナンスの強化

調査報告書では、人的資本的関係のある取引先との間の馴れ合い的ともいえる取引が本件各取引の問題点であるため、そのような関係のある取引先との取引については、それ以外の取引以上にチェック機能を働かせる必要がある旨の指摘を受けております。そこで当社は、この指摘を真摯に受け止め、以下のとおりコーポレート・ガバナンスを強化いたします。

① 社外取締役機能の強化

経営意思決定に対する監督機能をより強化するため、本年 12 月に予定されております定時株主総会において、社外取締役を増員する選任議案を付議する予定であります。

② 監査役増員による業務監査の強化

監査役による業務監査をより強化するため、本年 12 月に予定されております定時株主総会において、現状 3 名の監査役を 4 名に増員する選任議案を付議する予定であります。

③ 審議機関の設置

人的資本的関係のある取引先との取引については、その取引開始経緯から取引内容の妥当性等を把握・検証するため事前申請の専用フォーマットを準備し、これらを組織横断的なメンバーにより構成される審議機関で審議・評価を行い、適切な取引の実施に努めてまいります。

④ 内部監査室の設置

内部監査機能を強化するため、独立した内部監査室を設置し、監査役会および会計監査人とも緊密に連携を取った上で、実効性のある内部監査を実施する体制を整備します。内部監査室は、コンプライアンスに関する課題を重点的に監査し、コンプライアンス体制の強化に努めます。

(2) コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施

調査報告書では、当社、全ての役職員に対し法令遵守に関する研修を行う等、法令遵守についてより意識を高めるための施策を実施すべきである旨の指摘を受けており、当社は、この指摘を真摯に受け止め、法令や会計原則等を遵守するコンプライアンス研修を継続的かつ定期的に開催いたします。また、社内においても入社時研修や勉強会を実施することで、役職員のコンプライアンス意識の向上に継続的に取り組んでまいります。

(3) 社内における業務管理体制の強化

① 営業部門における証憑取得手続の見直し

営業部門において、売上計上することとなる役務提供完了時点を把握するため、売上計上根拠資料となる

客観的証憑の取得を適時適切に行う業務フローに見直します。具体的には、新たに選任する営業部門統括執行役員の承認フロー等を追加した BtoB 取引における業務マニュアル等を見直し、役職員に周知徹底いたします。

② 売上計上手続きの見直し

売上計上手続きにおいて、経理担当者は仕訳データ入力の際に根拠となる証憑確認のほか、役務提供完了時点の正確性を二重チェックする体制を強化いたします。さらに、売上計上は営業部門および経理部門の上長による適切な承認を得たものに限定いたします。これらの計上手続きに関する業務マニュアルを見直し、役職員に周知徹底いたします。

③ 内部監査室による監査強化

新たに独立組織として設置する内部監査室により、営業部門へのヒヤリング、証憑突合等に重点を置いた監査手続をより広範囲に実施することによって、業務プロセスの改善を図ります。

④ 人員配備の改善にかかる施策

全社的な観点から適材適所の配置を検討および実施いたします。特に事業領域の拡大に伴い、業務分掌を明確にし、内部牽制機能が有効に機能する組織の整備を進めてまいります。具体的には、役務提供部門と営業部門の分離、経営管理部門人員の増員によるチェック体制の強化等に取り組んでまいります。

2. 関係者の責任等について

本件に関しまして、株主様をはじめ投資家の皆様および関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、代表取締役である武永修一および取締役経営管理部長である濱田淳二から、以下のとおり当社の経営陣として道義的な責任をとるため、報酬を自主返納する旨の申入れを受け、これを了承しております。

代表取締役 武永 修一 役員月額報酬の 30% 3ヶ月分

取締役 濱田 淳二 役員月額報酬の 10% 3ヶ月分

以 上